報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月９日

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）に対する意見募集の結果

総務省は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案について、令和８年１月９日（金）から令和８年２月９日（月）までの間、広く意見を募集したところ、以下のとおり３件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれらに対する考え方を取りまとめましたので公表します。

１　背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第 48 号。以下「改正法」という。）により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）が改正され、署名用電子証明書に「氏名の振り仮名」を記録事項として追加することとされました。また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第 352 号）により、既に署名用電子証明書の記録事項とされている旧氏について、その振り仮名についても署名用電子証明書の記録事項に加えることとされました。これらはいずれも改正法附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（令和８年５月 26 日）に施行することとされています。これを踏まえ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）について所要の規定の整備を行うものです。

２　意見募集の結果

上記の命令案につき、令和８年１月９日（金）から令和８年２月９日（月）までの間、意見の募集を行ったところ、３件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれらに対する考え方は、別紙のとおりです。

３　命令の公布

上記の命令案に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令が本日公布されたところです。

（連絡先）総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室
担当：市川
電話：０３－５２５３－５３６６（直通）